

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域保健課） 31
○民生委員法施行細則の一部を改正する規則……………（地域福祉課） 31

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示……………（職員事務課） 32
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（危機対策課） 33
○特定調達契約に係る入札の公告……………（危機対策課） 33
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 34
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課） 34

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 35

道公安委員会規則

- 道路交通法施行細則等の一部を改正する規則…………… 36

道警察本部告示

- 初心運転者講習実施規程等の一部を改正する規程…………… 51
○取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程…………… 64
○北海道警察本部告示の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する告示の一部改正…………… 65

道方面公安委員会告示

- 北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 65
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 65
○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 65

規 則

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第12号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。
別表水の項中「大腸菌群の」を「大腸菌の」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第13号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

民生委員法施行細則（昭和28年北海道規則第196号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 2 条関係）

市町村No. -					
民生委員推薦書					
年 月 日					
北海道知事 様					
民生委員推薦会委員長					
次の者は、民生委員として適任と認められますので候補者として推薦します。					
氏 名	(ふりがな)	性別	生年 月 日	年齢	
現住所	(〒)			当該市町村議会 議員の選挙権	
職業			被雇用者の場合 所属長の了解	生計の 中心者	
主 な 地 域 福 祉	民生委員	当初就任年月日： (通算従事年月：)			
	町内会・自治会等役員	当初就任年月日： (通算従事年月：)			
	ボランティア	当初就任年月日： (通算従事年月：)			

北海道告示第156号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年3月21日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 契 約 | 令和7年3月21日に一般競争入札の公告を行うベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検 |
| (2) 資 格 | ベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検に関する資格 |
| (3) 特定役務の種類 | ベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検 |

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 令和元年以降において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第2項トに規定する区分の事業について、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2による事業許可を受け、同法第9条第1項による航空機修理方法認可証を受けている者であること。
- (3) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号及び第4号の規定による認定（ベル式412系列型に限る。）を受けた事業所を有する者であること。
- (4) 製造者のベルヘリコプターテキストロン社からベル式412系列のカスタマー・サービス・ファシリティーとして認定を受けていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和7年3月21日（金）から同年4月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部危機対策局危機対策課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/216613.html>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 |
| (2) 所 在 地 | 郵便番号 007-0852 札幌市東区栄町964番地 |
| (3) 電 話 番 号 | 011-782-3233 |

7 そ の 他

2の(1)に定める「1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、履行額が3,000万円以上のヘリコプターの修理、改造又は整備に係る契約をいう。

北海道告示第157号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年3月21日

北海道知事 鈴木直道

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和7年10月7日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道と受注者が協議して定める場所

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道告示第156号に規定するベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検

に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市東区栄町964番地（送付による場合は、郵便番号 007-0852 札幌市東区栄町964番地 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室）

(2) 入札日時 令和7年4月30日（水）午前10時（送付による場合は、同月29日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 (1)に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部危機対策局危機対策課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/216613.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

(2) 所在地 郵便番号 007-0852 札幌市東区栄町964番地

(3) 電話番号 011-782-3233

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Bell model 412EP (hamanasu-II) periodic inspection repair services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 30, 2025
(If mailed, bids must arrive no later than April 29, 2025)

C Contact : Emergency Aviation Office, Crisis Management Division Bureau of Crisis Management, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Sakae-machi 964 Higashi-ku, Sapporo 007-0852 Japan
Phone : 011-782-3233

北海道告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和7年3月21日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 函館市日浦町442地先・442・444・504（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、443

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日浦町442地先・504（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、443

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第159号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和7年3月21日

北海道知事 鈴木直道			
1 処分をした年月日	令和7年3月8日	(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び仕様書による。
2 処分を受けた者		(3) 納入期日	令和7年10月10日（金）
(1) 商号及び代表者の氏名	ユニティ株式会社 山本 有希	(4) 納入場所	入札説明書による。
(2) 主たる営業所の所在地	札幌市中央区北6条西22丁目2-3	2 入札に参加する者に必要な資格	
(3) 建設業の許可の番号	（般-3）石第17952号	次のいずれにも該当すること。	
3 処分の内容		(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。	
(1) 営業停止の範囲	地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止	(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(2) 営業停止の期間	令和7年3月20日から令和7年3月26日までの7日間	(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。	
4 処分の原因となった事実	上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。	(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。	
総合振興局告示及び振興局告示		3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
北海道オホーツク総合振興局告示第55号		(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。		ア 申請の時期	令和7年3月21日（金）から同年4月21日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時（初日は午後1時）から午後5時（最終日は午後3時）まで
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。		イ 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
令和7年3月21日			なお、電子メール（okhotsk.juhin1@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。
北海道オホーツク総合振興局長 野村博明		ウ 申請書類の提出先	郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課
1 入札に付する事項		(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量		4 契約条項を示す場所	北海道オホーツク総合振興局総務課
自動車の交換契約		5 入札執行の場所及び日時	
ア 自動車の交換契約（入札番号1）		(1) 入札場所	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課）
貨物兼乗用軽自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用軽自動車1台を契約の相手方から調達する。）		(2) 入札日時	令和7年5月8日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月7日（水）午後5時までに必着）
イ 自動車の交換契約（入札番号2）			
小型貨物自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、小型貨物自動車1台を契約の相手方から調達する。）			
ウ 自動車の交換契約（入札番号3）			
小型貨物自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、小型貨物自動車1台を契約の相手方から調達する。）			
エ 自動車の交換契約（入札番号4）			
小型貨物自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、小型貨物自動車1台を契約の相手方から調達する。）			

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsu_annai.html）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 (3) 電 話 番 号 0152-41-0608 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Car 4 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 8, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 7, 2025) C Contact : Administrative Division, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608	道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月21日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第5号 道路交通法施行細則等の一部を改正する規則 (道路交通法施行細則の一部改正) 第1条 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。 目次中「第24条の4」を「第24条の6」に改める。 第7条第4項第4号を削る。 第13条第3項第1号中「運転免許証」の次に「（以下「免許証」という。）」、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）」を加える。 第21条の3中「免許証」の次に「又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人カードを有する場合にあっては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）」を加える。 第21条の6第1項中「した者」の次に「（学科試験及び技能試験免除者を除く。）」を加える。 第22条の3第2号中「第30条の9第1項」を「第30条の7第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。 (1) 施行規則第21条の2第1項及び第21条の9第1項に規定する申請書を公安委員会に提出する場合であるとき。 第24条見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条中「法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書又は法第105条の2第3項」に、「運転経歴証明書の交付の申請」を「運転経歴情報の記録若しくはその双方の申請について」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に、「交付の申請を」を「交付等の申請を」に改める。 第24条の2中「第30条の12」を「第30条の10」に改める。 第24条の3中「第30条の13」を「第30条の11」に改める。 第8章中第24条の4を第24条の6とし、第24条の3の次に次の2条を加える。 （運転経歴証明書の返納の届出） 第24条の4 施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の返納は、運転経歴証明書返納届（別記様式第32号）により行うものとする。 （運転経歴情報の抹消の届出）
道 公 安 委 員 会 規 則	

別表1 法第15条の3第1項（遠隔操作型小型車による通行の届出）法第75条の12第1項（特定自動運行の許可の申請）施行規則第9条の19第2項（許可証の再交付の申請）法第75条の16第1項（特定自動運行計画の変更の許可の申請）法第75条の16第3項同条第4項（特定自動運行計画の変更の届出）施行規則第9条の38第1項同条第3項（許可証の返納）の項及び法第59条第2項ただし書（自動車のけん引許可）の項中「北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊」を「北海道警察釧路方面本部交通課及び北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊」に、同表中

法第89条 （免許の申請） 施行規則第18条の5 施行規則第18条の6第2項 施行細則第21条の3 （限定（条件）解除審査の申請） 法第94条第2項 （免許証の再交付の申請） 施行規則第30条の13第1項 （運転経歴証明書の再交付の申請） 法第107条の7第2項 （国外運転免許証の交付申請）	札 幌	中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別及び手稲の各警察署（以下「札幌9署」という。）管内	札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター（優良運転者免許更新センターは、運転経歴証明書の再交付の申請及び国外運転免許証の交付申請に限る。）
		札幌9署管内を除く各警察署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署（優良運転者免許更新センターは、運転経歴証明書の再交付の申請及び国外運転免許証の交付申請に限る。）
	函 館	函館中央及び函館西の両警察署（以下「函館2署」という。）管内	函館運転免許試験場
		函館2署管内を除く各警察署内	函館運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署
	旭 川	旭川中央及び旭川東の両警察署（以下「旭川2署」という。）管内	旭川運転免許試験場
		旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署

法第94条第1項 （免許証の記載事項の変更届出） 法第104条の4第1項 （免許の取消しの申請） 法第104条の4第5項 法第105条第2項 （運転経歴証明書の申請） 施行規則第30条の12第1項 （運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）	釧路	釧路警察署管内	釧路運転免許試験場	を	
		帯広警察署管内	帯広運転免許試験場		
		厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地进行する警察署		
		池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地进行する警察署		
	北見	北見警察署管内	北見運転免許試験場		
		北見警察署管内を除く各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地进行する警察署		
		札幌	札幌9署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は札幌9署	
			札幌9署管内を除く各警察署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地进行する警察署	
		函館	函館2署管内	函館運転免許試験場又は函館2署	
			函館2署管内を除く各警察署管内	函館運転免許試験場又は住所地进行する警察署	
旭川		旭川2署管内	旭川運転免許試験場又は旭川2署		
		旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地进行する警察署		
釧路		釧路、厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地进行する警察署		
		帯広、池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地进行する警察署		
北見	各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地进行する警察署			

	中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚	札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター（優良運転者免許更
--	--------------------	-----------------------------------

法第89条 （免許の申請） 施行規則第18条の5 施行規則第18条の6第2項 施行細則第21条の3 （限定（条件）解除審査の申請） 法第94条第2項 （免許証の再交付の申請） 法第95条の2第11項 （特定免許情報の記録等） 施行規則第30条の11第1項 （運転経歴証明書の再交付の申請） 法第95条の4第1項 同条第2項 （免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則） 法第95条の5第1項 同条第2項 （免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則） 法第107条の7第2項 （国外運転免許証の交付申請）	札 幌	別及び手稲の各警察署（以下「札幌9署」という。）管内	新センターは、運転経歴証明書の再交付の申請、国外運転免許証の交付申請及び特定免許情報の記録の申請に限る。）	に、
		札幌9署管内を除く各警察署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地进行する警察署（優良運転者免許更新センターは、運転経歴証明書の再交付の申請、国外運転免許証の交付申請及び特定免許情報の記録の申請に限る。）	
	函 館	函館中央及び函館西の両警察署（以下「函館2署」という。）管内	函館運転免許試験場	
		函館2署管内を除く各警察署管内	函館運転免許試験場又は住所地进行する警察署	
	旭 川	旭川中央及び旭川東の両警察署（以下「旭川2署」という。）管内	旭川運転免許試験場	
		旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地进行する警察署	
	釧 路	釧路警察署管内	釧路運転免許試験場	
		帯広警察署管内	帯広運転免許試験場	
		厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地进行する警察署	
		池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地进行する警察署	
	北 見	北見警察署管内	北見運転免許試験場	
		北見警察署管内を除く各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地进行する警察署	
			札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センタ	
法第94条第1項 施行規則第20条第3項 （免許証の記載事項の変更届出の手續） 法第95条の2第1項 同条第4項 同条第10項 （特定免許情報の記録等） 法第95条の5第2項 （免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則） 法第104条の4第1項 （申請による取消し） 法第105条の2第1項 同条第3項 （運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 施行規則第30条の10第1項 （運転経歴証明書の記載事項の変更の届出） 施行規則第30条の15第1項 （運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出）	札 幌	札幌9署管内	一又は札幌9署（紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、札幌運転免許試験場に限る。）	に、
		札幌9署管内を除く各警察署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地进行する警察署（紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、札幌運転免許試験場及び住所地进行する警察署に限る。）	
	函 館	函館2署管内	函館運転免許試験場又は函館2署（紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、函館運転免許試験場に限る。）	
		函館2署管内を除く各警察署管内	函館運転免許試験場又は住所地进行する警察署（紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、函館運転免許試験場に限る。）	
	旭 川	旭川2署管内	旭川運転免許試験場又は旭川2署（紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、旭川運転免許試験場に限る。）	
		旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地进行する警察署（紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、旭川運転免許試験場に限る。）	
		釧路警察署管内	釧路運転免許試験場又は釧路警察署（紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、釧路運転免許試験場に限る。）	
		厚岸、弟子屈、根室	釧路運転免許試験場又は住所地进行する警察署	

	釧 路	及び中標津の各警察署管内	(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、釧路運転免許試験場に限る。)
		帯広警察署管内	帯広運転免許試験場又は帯広警察署 (紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、帯広運転免許試験場に限る。)
		池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地进行する警察署 (紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、帯広運転免許試験場に限る。)
	北 見	北見警察署管内	北見運転免許試験場又は北見警察署 (紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、北見運転免許試験場に限る。)
北見警察署管内を除く各警察署管内		北見運転免許試験場又は住所地进行する警察署 (紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、北見運転免許試験場に限る。)	

(免許証の更新の申請)
法第101条の2第1項
施行規則第29条の2第1項
(免許証の更新の特例申請)

を

(免許証等の更新の申請)
法第101条の2第1項
施行規則第29条の2第1項
(更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査)

に、

法第92条の2第1項に規定する優良運転者

を

札 幌

函 館

旭 川

釧 路

法第95条の6第1項に規定する優良運転者	札 幌	に、	「 <table><tr><td>法第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)</td><td>法第92条の2第1項に規定する優良運転者</td></tr></table> 」	法第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)	法第92条の2第1項に規定する優良運転者	を
	法第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)			法第92条の2第1項に規定する優良運転者		
	函 館					
	旭 川					
釧 路						

法第101条の2の2第1項
(免許証等の更新に係る申請先の特例)

法第95条の6第1項に規定する優良運転者又は一般運転者

に、

法第107条第1項
同 条第2項
(免許証の返納等)
法第107条の10第1項
同 条第2項
同 条第3項
(国外運転免許証の返納等)
施行規則第30条の14第1項
(運転経歴証明書の返納)

を

法第106条の3第1項
同 条 第2項
(免許証の返納等)
法第107条の10
(国外運転免許証の返納等)
施行規則第30条の12
(運転経歴証明書の返納)
法第106条の4
(免許情報記録の抹消等)
施行規則第30条の16
(運転経歴情報の抹消)

に改め、同表その他の申請及び届出の項中「北海道警察

釧路方面本部十勝機動警察隊」を「北海道警察釧路方面本部交通課及び北海道警察釧路

方面本部十勝機動警察隊」に改める。

別記様式第13号中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

別記様式第15号中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第16号の2を次のように改める。

別記様式第16号（第14条関係）

（表）

3	本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。
2	本証を紛失、破損したときは、届出警察署に申し出て再交付を受け
1	解任されたときは、本証を届出警察署を通じ返納すること。
注意	
○	本証は、道路交通法第74条の3第5項の規定に基づく届出を受けたことを証するものである。

安全運転管理者証

8.56cm

（裏）

承認番号	年 月 日
事業所名	
安全運転管理者名	
	年 月 日生
	公安委員会 印

安全運転管理者の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
- 異常気象時等の安全運転確保の措置
- 点呼等による安全運転の指示
- 運転前後の酒気帯び確認
- 酒気帯び確認の記録・保存とアルコール検知器の有効保持

- ☐ 運転日誌の記録
- ☐ 運転者に対する指導

別記様式第16号の2（第14条関係）

（表）

3 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。
ること。

2 本証を紛失、破損したときは、届出警察署に申し出て再交付を受け
1 解任されたときは、本証を届出警察署を通じ返納すること。

注意

○ 本証は、道路交通法第74条の3第5項の規定に基づく届出を受けた
ことを証するものである。

副安全運転管理者証

5.40cm

5.40cm

8.56cm

（裏）

承認番号
年 月 日

事業所名

副安全運転管理者名

年 月 日生

公安委員会 印

安全運転管理者の業務

- ☐ 運転者の状況把握
- ☐ 安全運転確保のための運行計画の作成
- ☐ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
- ☐ 異常気象時等の安全運転確保の措置
- ☐ 点呼等による安全運転の指示
- ☐ 運転前後の酒気帯び確認
- ☐ 酒気帯び確認の記録・保存とアルコール検知器の有効保持
- ☐ 運転日誌の記録
- ☐ 運転者に対する指導

別記様式第19号中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

別記様式第23号（第21条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																
年 月 日																
公安委員会 殿																
氏名・生年月日												年 月 日				
住 所																
審査に係る 緊急自動車の種類		大型 中型 準中型 普通 大白二 普自二 小型二輪														
		MT車						AT車								
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会													
	交付年月日		年 月 日				有効期限		年 月 日							
	免許証等番号		第 号													
	第一種 免 許	二・小・原	年 月 日													
		その他	年 月 日													
	第二種免許		年 月 日													
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 白 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																
緊急自動車 の使用者		所在地														
		職 名														
		氏 名														

備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。

3 免許証等番号とは、免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。

4 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第23号の2、別記様式第23号の2の2及び別記様式第23号の2の3中

		扱 者 印	
--	--	-------	--

注 規格は、A列4番縦長とする。

を

--	--

注 規格は、A列4番縦長とする。

に改める。

別記様式第23号の3中

免 許 証 番 号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																		

を

免 許 証 等 番 号	第 号
-------------	-----

に改める。

別記様式第27号の2中

受 験 種 別 (○で囲む。)	準中型免許 普通免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許
--------------------	-------------------------------

を

受 験 種 別 (○で囲む。)	準中型免許 普通免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許
	MT車 AT車

に、

「 免許証番号」	を	「 免許証等番号」	に改める。
-------------------------------	---	--------------------------------	-------

別記様式第27号の6、別記様式第28号、別記様式第28号の6、別記様式第28号の7、別記様式第28号の7の2及び別記様式第28号の8を次のように改める。

別記様式第27号の6（第22条の4関係）

届 出 移 送 通 知 書	
第 号 年 月 日	
公安委員会 殿	
公安委員会 印	
道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報 記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録
理 由	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号（第23条関係）

臨時適性検査通知書	
年 月 日	
住 所	殿
公安委員会 印	
あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので通知します。	
この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、	
拒否 保留 取消 効力の停止	の処分を受けることとなりますので御注意ください。
適性検査を行う理由となった認知機能検査等の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の6（第23条関係）

適性検査受検命令書

住 所 年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法 第90条第8項 第103条第6項 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、

運転免許の 拒保 否 留し の処分を受けることとなります。
取 消 効力の停止

適性検査を 行う理由	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の7（第23条関係）

年 月 日

診断書提出命令書

住 所

殿

公安委員会 印

第90条第8項
道路交通法 第102条第4項 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則
第103条第6項

第18条の4第2項
第29条の3第4項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。
第29条の5第2項
なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許の 拒保 否 留し の処分を受けることとなります。
取 消 効力の停止

診断書の提出を 命 ず る 理 由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備 考	

注1 道路交通法施行規則第18条の4第2項、同規則第29条の3第4項及び同規則第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されていることです。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の7の2（第23条関係）

しんだんしよていしゆつめいれいしよ
診断書提出命令書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会

印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合には、
が拒否される
が保留される
運転免許が取り消される
の効力が停止される
こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった認 知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の8（第23条の2関係）

運転免許の効力停止処分解除通知書																					
第 号 道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分为、 年 月 日付けで解除したので通知します。 年 月 日 公安委員会 印																					
住 所																					
氏 名						生年月日															
免許証番号		第 号				年 月 日		公安委員会交付													
免許情報 記録番号		第 号				年 月 日		公安委員会記録													
免 許 の 類		第一種	大型	中型	準中型	普通	大型	大型	普通	小型	原付	けん引	第二種	大型	中型	普通	大型	けん引	まで有効		
理 由		道路交通法第103条第1項第 号に該当しないことが明らかになったため																			

別記様式第29号中

「 運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書 」 を

「運 転 経 歴 証 明 書 交 付 等 申 請 書」に改める。

別記様式第31号の次に次の2様式を加える。

別記様式第32号（第24条の4関係）

運 転 経 歴 証 明 書 返 納 届		
年 月 日		
公 安 委 員 会 殿		
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
現 住 所		連絡先電話番号
返 納 を 申 請 す る 理 由		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第33号（第24条の5関係）

運 転 経 歴 情 報 抹 消 届		
年 月 日		
公 安 委 員 会 殿		
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
現 住 所		連絡先電話番号

抹 消 を 申 請 す る 理 由	
----------------------	--

注 規格は、A列4番縦長とする。

（道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部改正）

第2条 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第31条の5第1項第1号中「免許証」を「運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）」に改める。

第36条第1項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録の有効期間」を加え、同条第3項中「者が、」の次に「免許情報記録個人番号カードを有している場合又は」を加え、「免許証の更新」を「運転免許証の更新」に改める。

第36条の5第2項、第36条の11第2項及び第36条の11の6第2項中「運転免許証」を「免許証等」に改める。

第36条の11の10第3項中「運転免許証、健康保険被保険者証」を「免許証等」に改める。

第36条の12第1項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録の有効期間」を加える。

第36条の13中「2時間」を「2時間以上」に改める。

第36条の18各号列記以外の部分中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録の有効期間」を加える。

第69条の3見出し中「飲酒取消講習」を「取消処分者講習」に改め、同条中「飲酒取消講習」を「取消処分者講習」に、「アルコールの依存症に関する専門的な技能及び知識を有する医師の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 飲酒取消講習については、アルコールの依存症に関する専門的な技能及び知識を有する医師の教養

(2) 飲酒取消講習以外の取消処分者講習については、交通心理学の専門家等による教養

第73条の2第1項第1号中「磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「磁気ディスク等をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体」に改める。

第73条の3中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第77条の2ただし書を次のように改める。

ただし、実務実習を実施する場合は、第69条の3各号に定める教養を受けた者でなければならないものとする。

別記様式第10号の2及び別記様式第10号の3を次のように改める。

別記様式第10号の2（第31条の5関係）

※ 受付年月日	年 月 日	※ 通知番号	第 号
※ 講習場所			
※ 講習年月日	年 月 日		
初心運転者講習受講申出書			
年 月 日			
殿			
氏 名			
道路交通法第108条の2第1項第10号の規定による（ ）免許の初心運転者講習を受けたいので申し込みます。			
受講者	住 所		
	氏名・生年月日		年 月 日生
備考			

きりとり線

別記様式第10号の3（第31条の5関係）

初心運転者講習指定書							
年 月 日							
殿							
指定講習機関代表者							
年 月 日に申請ありました講習を次により実施するので指定します。							
講習年月日	開始時間	講習会場名	講 習 の 内 容				
			準中型	普通	大自二	普自二	原付

備考1 ※印欄は記載しないこと。

2 講習の内容欄の「普通」には、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条の規定により中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる中型免許を受けた者並びに道路交通法の一部を改正する法律（平成27年

法律第40号）附則第2条の規定により準中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法附則第5条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる準中型免許を受けた者を含む。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の5中

受講者	住 所	(電話番号 -)	
	氏名・生年月日	年 月 日	
免許証	交付公安委員会	公 安 委 員 会	
	番 号	第	号
	交 付 年 月 日	年 月 日	
種 類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付けん引・大二・中二・普二・大特二・けん引二		

を

受講者	住 所	(電話番号 -)	
	氏名・生年月日	年 月 日	

に改める。

別記様式第10号の6中

受講者	住 所	(電話番号 -)	
	氏名・生年月日	年 月 日	
免許証	交付公安委員会	公 安 委 員 会	
	番 号	第	号
	交 付 年 月 日	年 月 日	
種 類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付		

を

受講者	住 所	(電話番号 -)
-----	-----	-----------

者	氏名・生年月日	年	月	日
---	---------	---	---	---

に改める。

別記様式第10号の7の2を次のように改める。

別記様式第10号の7の2（第36条の11の6関係）

若年運転者講習受講申請書		
年 月 日		
実施機関名 殿		
氏名、生年月日	年 月 日生	
住 所	(電話)	
※ 講 習 日	年 月 日 年 月 日	(収入証紙貼付欄) (指定講習機関の講習にあっては別納)
※ 講 習 場 所		

注1 ※印欄は記載しないこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の7の6及び別記様式第10号の7の11中

備	※ 本人確認書類			
考	☐ 運転免許証	☐ 健康保険証	☐ 個人番号カード	
	☐ 学生証	☐ その他 ()		

を

備	※ 本人確認書類			
考	☐ 免許証等	☐ 個人番号カード	☐ 学生証	
	☐ その他 ()			

に改める。

別記様式第10号の8中

受 講 場 所		
運 転 番 号	第	号
免許証 有効期限		

を

受 講 場 所	
---------	--

に改める。

別記様式第10号の10中

受 講 者	住 所	(電話番号 -)	
	氏名・生年月日	年 月 日	
免 許 証	交付公安委員会 番 号	公 安 委 員 会 第 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日	
	種 類	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 普 通 ・ 大 特 ・ 大 自 二 ・ 普 自 二 ・ 小 特 ・ 原 付	

を

受 講 者	住 所	(電話番号 -)	
	氏名・生年月日	年 月 日	
講 習 時 間	☐ 実車指導あり（2時間以上）		
	☐ 実車指導なし（1時間以上）		

に改める。

別記様式第30号中

免許証番号

を

免許証等番号

に改め、同様式備考中2

の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 免許証等番号欄には、免許証番号又は免許情報記録番号のいずれかを記載すること。

別記様式第36号の2を次のように改める。

別記様式第36号の2（第72条関係）

初心運転者講習結果報告書

年 月 日

公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住 所	性別	免許の 種 類	免許証番号 免許情報記録番号	講習指 導員名	効果測 定結果

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第36号の3中

を

に改める。

別記様式第37号中

を

に改める。

（運転免許取得者等検査に関する規則の一部改正）

第3条 運転免許取得者等検査に関する規則（令和4年北海道公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式（表）中

「^{うんてんめんきょしょう こうしん てつづき さい}運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。」を

「^{うんてんめんきょしょう こうしん てつづき さい}運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。」に

改め、同様式（裏）中

「^{にん ちしやう}認知症のおそれがあるとされても、^{めんきょしょう こうしん}免許証の更新をすることはできますし、^{ただ めんきよ と けい}直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、^{けいさつ れんらく}警察から連絡があり、^{い し しんだん う}医師の診断を受けることになります。」を

「^{にん ちしやう}認知症のおそれがあるとされても、^{めんきょしょうとう こうしん}免許証等の更新をすることはできますし、^{ただ めんきよ と けい}直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、^{けいさつ れんらく}警察から連絡があり、^{い し しんだん う}医師の診断を受けることになります。」に

改める。

別記第6号様式（表）中

「^{うんてんめんきょしょう こうしん てつづき さい}運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。」を

「^{うんてんめんきょしょう こうしん てつづき さい}運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。」に

改め、同様式（裏）中

「^{にん ちしやう}認知症のおそれがあるとされても、^{めんきょしょう こうしん}免許証の更新をすることはできますし、^{ただ めんきよ と けい}直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、^{けいさつ れんらく}警察から連絡があり、^{い し しんだん う}医師の診断を受けることになります。」を

「^{にん ちしやう}認知症のおそれがあるとされても、^{めんきょしょうとう こうしん}免許証等の更新をすることはできますし、^{ただ めんきよ と けい}直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、^{けいさつ れんらく}警察から連絡があり、^{い し しんだん う}医師の診断を受けることになります。」に

改める。

別記第10号様式中

免許証番号

を

免許証番号
(免許情報記録番号)

に改め、同様式注の

事項を注2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 免許証番号欄には、免許証番号又は免許情報記録番号のいずれかを記載し、免許情報記録番号には括弧を付けること。

別記第11号様式中

免許証番号

を

免許証番号
(免許情報記録番号)

に改め、同様式注中2の

事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 免許証番号欄には、免許証番号又は免許情報記録番号のいずれかを記載し、免許情報記録番号には括弧を付けること。

（運転免許取得者等教育に関する規則の一部改正）

第4条 運転免許取得者等教育に関する規則（令和4年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中

検査
場所

を

講習
場所

に、

免許証番号

を

「^{めんきょしょう}免許証番号」に改め、同様式注中2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の

(免許情報記録番号)

1 事項を加える。

2 免許証番号欄には、免許証番号又は免許情報記録番号のいずれかを記載し、免許情報記録番号には括弧を付けること。

附 則

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第1条中道路交通法施行細則第28条の改正規定及び別表1の改正規定（「北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊」を「北海道警察釧路方面本部交通課及び北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則、第2条の規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則、第3条の規定による改正前の運転免許取得者等検査に関する規則及び第4条の規定による改正前の運転免許取得者等教育に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第170号

別記様式第3号（第13条関係）

初 心 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 名 簿

講習年月日	年 月 日	受講免種 講習場所	
-------	-------	--------------	--

番号	所轄署	氏名	講習番号	性別	交付記録年月日	免許別種					卒業 教習所	処分事由			講習通知				講習結果		
		本籍又は国籍	生年月日	年齢	免許証番号 免許情報記録番号	準 中	普 通	大 自 動 車	普 自 動 車	原 付		事・ 違	発生年月日 違反名	累積点	講習日	発送日	送達日	返 戻	受講日	受講場所	証明書 番号
		住所																			

初心運転者講習実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

北海道警察本部長 伊 藤 泰 充

初心運転者講習実施規程等の一部を改正する規程

(初心運転者講習実施規程の一部改正)

第1条 初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第13条中「初心運転者講習管理台帳」を「初心運転者講習受講予定者名簿」に改める。

第14条第1項中「別記様式第22の11号」の次に「。以下「講習通知書」という。」を加え、同条第3項中「第1項の通知書」を「講習通知書」に、「通知書、運転免許証」を「講習通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード」に改め、同条第5項中「初心運転者講習受講予定通知書」を「初心運転者講習受講予定者通知書」に改め、同条第6項及び第8項中「講習通知」を「講習通知書」に改める。

第16条第1項中「通知書に」を「講習通知書に」に改め、同条第3項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

第20条第1項第2号を次のように改める。

(2) 初心運転者講習受講予定者通知書

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

証 交 付 年 月 日

免 許 証 の 番 号 第 号 年 月 日 公安委員会交付

を

免 許 情 報 記 録 の 番 号 第 号 年 月 日 公安委員会記録等

に改める。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第15条関係）

初 心 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 名 簿

決定年月日 年 月 日

講習場所

番号	氏 名	性別	講 習 番 号	交 付 年 月 日 記 録 年 月 日	免 許 種 別					講 習 内 容		講 習 指 導 員 名	証明番号	受 領 印
	本 籍 又 は 国 籍	年齢	生 年 月 日	免 許 証 番 号	準	普	大	普	原	累積点	種 別	補 助 者 名		
	住 所			免許情報記録番号	中	通	自	自	付			氏 氏		

	全運転を奨励する。 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (6) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。			
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分		

第2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間	講習方法
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図	10分	

	る。 (2) 安全運転の心構え ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (6) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。			
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 (2) 危険予測と回避方法等 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分		
4 運転適性につ	(1) 運転適性診断と指導	20分		○ 講義（運転適

いての診断と指導	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観的に評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (2) まとめ ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	性検査用紙等)	○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (6) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。		
第3 優良運転者講習と一般運転者講習の合同学級					
講習科目	講習細目	講習時間	講習方法		
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）	前半講習のまとめ 前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 (2) 無事故・無違反の奨励 ○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (5) 交通事故を起こした運転者の義務	10分		4 安全運転の知識② 危険予測と回避方法等 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	○ 講義（教本、視聴覚教材等）
				5 運転適性についての診断と指導 (1) 運転適性診断と指導 ○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観的に評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (2) まとめ ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分 ○ 講義（運転適性検査用紙等）
第4 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同学級）					
講習科目	講習細目	講習時間	講習方法		
1 道路交通の現状と交通事故の	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）		

[illegible]

1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について、事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）	識	○ 運転経験の浅い運転者向けのDVD等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 (3) 危険予測と回避方法等 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。		
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 (2) 安全運転の心構え ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務があることを指導する。 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (6) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分		4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） ○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用） ○ 運転適性検査器材を使用して、その診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (3) 運転シミュレータ操作による診断と指導 ○ 運転シミュレータを操作して、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その診断結果に基づいて指導する。 (4) 実車による診断と指導 ○ 指導員が同乗して車両を運転させ、運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づき指導する。	60分	○ 実技等（教本、運転適性検査器材等）
3 安全運転の知	(1) 安全運転の基礎知識	40分					

注　講習科目４の講習細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別記第４号様式を次のように改める。

別記第４号様式（第11条関係）

第　　号

年　　月　　日

交　通　部　長　殿

（　　方面本部長）

警　察　署　長

更新時講習実施結果報告書（　　月分）

1　対面講習

優良運転者講習		一般運転者講習		違反運転者講習		初回運転者講習		計	
回　数	人　員	回　数	人　員	回　数	人　員	回　数	人　員	回　数	人　員

2　オンライン講習

優良運転者講習	一般運転者講習	計
人　員	人　員	人　員

別記様式第４号（第11条関係）

違反者講習管理台帳

整理番号	氏　　名	生年月日	免許証番号	通　　　知			講習区分	講習会場	備　考
			免許情報記録番号	発送日	受領日	期　限			

施設立入回数	冒　頭　講　話　実　施　回　数					
	署　　　長	副　署　長	交通（地交）官	課　　　長	係　長　以　下	計

注　規格は、A列４番縦長とする。

（特定任意講習実施規程の一部改正）

第３条　特定任意講習実施規程（平成６年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第２項中「運転免許証等」を「運転免許証又は特定免許情報記録個人番号カード等」に改める。

別記第２号様式中「免許証有効年」を「免許証等有効年」に改める。

（違反者講習実施規程の一部改正）

第４条　違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項第５号及び第14条第２項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

第19条第１項中「による運転免許関係資料の集中管理業務を通じて」を「により」に改める。

別表１中「社会参加活動を含む講習」の次に「（実車等指導を含まない講習）」を、「社会参加活動を含まない講習」の次に「（実車等指導を含む講習）」を加える。

別記様式第３号中「実施責任者」を「講習実施責任者」に改める。

別記様式第４号及び別記様式第５号を次のように改める。

令和7年（2025年）3月21日（金曜日）

北　海　道　公　報

第591号　59

注 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第5号（第12条関係）

違反者講習受講予定者通知書

☐ 社会参加活動を含む講習

☐ 社会参加活動を含まない講習

殿

年 月 日

公安委員会

下記の者に対し、道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を実施するよう通知します。

講習日

年 月 日

講習会場

番号	氏 名	生 年 月 日	免 許 証 番 号	講 習 車 両		備 考
			免許情報記録番号	四 輪	二 輪	

注 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第6号中

免 許 証 番 号	第	号	
	年	月	日
			公安委員会付

を

免 許 証 番 号	第	号	
	年	月	日
			公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第	号	
	年	月	日
			公安委員会記録等

に改める。

別記様式第7号中

運転することができる
自 動 車 の 種 類

を

運転することができる
自 動 車 等 の 種 類

に改

める。

別記様式第8号中

免 許 証 番 号	第	号	
	年	月	日
			公安委員会付

を

免 許 証 番 号	第	号	
	年	月	日
			公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第	号	

	年	月	日	公安委員会記録等
--	---	---	---	----------

に改める。

別記様式第9号中

運転することができる
自 動 車 の 種 類

を

運転することができる
自 動 車 等 の 種 類

に改

める。

別記様式第10号中

免 許 証 番 号	第	号	
	年	月	日
			公安委員会付

を

免 許 証 番 号	第	号	
	年	月	日
			公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第	号	
	年	月	日
			公安委員会記録等

に改める。

別記様式第11号中

運転することができる
自 動 車 の 種 類

を

運転することができる
自 動 車 等 の 種 類

に改

める。

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号（第14条関係）

違反者講習受講者名簿								
実施年月日 年 月 日 時 分～ 時 分 講習会場					講習区分 ☐ 社会参加活動を含む講習 ☐ 社会参加活動を含まない講習			
番号	氏 名	生 年 月 日	免 許 証 番 号 免許情報記録番号	講 習 車 両 四 輪 二 輪	担 当 講 習 員 指 導 員	終 了 証 明 書 番 号	備 考	

注 規格は、A列4番横長とする。

（停止処分者講習実施規程の一部改正）

第5条 停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

別記様式第4号中
「実施責任者」を「講習実施責任者」に改める。

別記様式第5号中
「免許証有効期限」を「免許証等有効期限」に改める。

別記様式第7号中
「実施責任者」を「講習実施責任者」に改める。

（高齢者講習実施規程の一部改正）

第6条 高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

別表第1中
「認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。
高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。
受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。」

「認知機能を含む身体機能の変化について」

て自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。

高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。

受講者の前回の運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。

に改める。

別記様式第3号中

免許証番号

を

免許証番号
(免許情報記録番号)

に改め、同様式注中2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 免許証番号欄には、免許証番号又は免許情報記録番号のいずれかを記載し、免許情報記録番号には括弧を付けること。

(特定任意高齢者講習実施規程の一部改正)

第7条 特定任意高齢者講習実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

別表1中

講習概要や受講上の留意事項等について説明する。

30分

を

講習概要や受講上の留意事項等について説明する。

30分以上

に、

認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。

高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。

受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。

を

認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。

高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。

受講者の前回の運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。

に、

運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。

30分

を

運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。

30分以上

に、

60分

を

60分

以上

に、

「2時間」を「2時間以上」に、「1時間」を「1時間以上」に改める。

別記様式第2号中

免許証番号

を

免許証番号
(免許情報記録番号)

に改め、同

様式注中2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 免許証番号欄には、免許証番号又は免許情報記録番号のいずれかを記載し、免許情報記録番号には括弧を付けること。

(若年運転者講習実施規程の一部改正)

第8条 若年運転者講習実施規程（令和4年北海道警察本部告示第247号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号及び第12条第2項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第10条関係）

若年運転者講習受講予定者通知書

指定講習機関名
講習実施責任者 殿

年 月 日
公安委員会 印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を実施するよう通知する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許種別	免許証番号	講習指定 年月日
					免許情報記録番号	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式中

免 許 証	番 号	
	交付公安委員会	
	交付年月日	

を

免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等

に改

める。

別記第6号様式中 免許証番号 を 免許証番号
(免許情報記録番号) に改め、

同様式注の事項を注2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 免許証番号欄には、免許証番号又は免許情報記録番号のいずれかを記載し、免許情報記録番号には括弧を付けること。

附 則

- 1 この規程は、令和7年3月24日から施行する
- 2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第2条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第3条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第4条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第5条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第6条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意高齢者講習実施規程及び第8条の規定による改正前の若年運転者講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

北海道警察本部告示第171号

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

北海道警察本部長 伊 藤 泰 充

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程

取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、当該事項について、公安委員会が相当と認めるときは、この限りでない。

別表6中

1 取消処分者講習の目的及び 必要性並びに実務実習の目的	1 取消処分者講習の目的及び 必要性並びに実務実習の目的 2 管内の交通事故の発生状況
---------------------------------	---

2 管内の交通事故の発生状況と違反実態 3 取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 4 運転適性検査、安全カウンセリングの重要性 5 実務実習実施上の留意事項 を と違反実態 3 取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 4 運転適性検査、安全カウンセリングの重要性 5 ディスカッション指導 6 実務実習実施上の留意事項 に改める。 1 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等の確認 2 運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 3 二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認		令和7年3月21日 北海道旭川方面公安委員会委員長 井 上 雄 樹 北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。 第4条中「公印台帳（別記様式）に」を削る。 別記様式を削る。 附 則 （施行期日） 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の北海道旭川方面公安委員会公印規程の規定により保管し、又は保存している文書の取扱いについては、なお従前の例による。	
附 則 この規程は、令和7年3月24日から施行する。		北海道釧路方面公安委員会告示第11号 北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年3月21日 北海道釧路方面公安委員会委員長 木 下 正 明 北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。 第4条中「公印台帳（別記様式）に」を削る。 別記様式を削る。 附 則 （施行期日） 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の北海道釧路方面公安委員会公印規程の規定により保管し、又は保存している文書の取扱いについては、なお従前の例による。	
北海道警察本部告示第172号 平成18年北海道警察本部告示第47号（北海道警察本部告示の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する告示）の一部を次のように改正し、令和7年3月24日から施行する。 令和7年3月21日 北海道警察本部長 伊 藤 泰 充 第2条第1項第1号中「作成された電磁的記録」を「電磁的記録（次号に規定するものを除く。）」に、「磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。 第3条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。		北海道北見方面公安委員会告示第15号 北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年3月21日 北海道北見方面公安委員会委員長 川 瀬 敏 朗 北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程	

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「公印台帳（別記様式）に」を削る。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の北海道北見方面公安委員会公印規程の規定により保管し、又は保存している文書の取扱いについては、なお従前の例による。
-